

## 村山市小型除雪機購入費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、冬期間の安全で安心な市民生活を確保するため、住民自らが行う除排雪の負担軽減としての小型除雪機購入費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、村山市補助金等交付規則(昭和37年村山市規則第13号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「小型除雪機」とは、主に家庭用の除排雪に使用する除雪機械とし、農耕用機械に接続するアタッチメントは除くものとする。

### (補助対象及び要件)

第3条 補助金の対象となる機械は、新品の小型除雪機とし、交付を受けることができる要件は次のとおりとする。

- (1) 市内に住所を有する個人。
- (2) 市税及び水道料金・下水道使用料の滞納がない者。
- (3) 市内に本店、支店、営業所、店舗を有する除雪機販売業者から購入すること。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、年度内において、申請する個人の属する1世帯につき、購入費の10分の1以内(ただし、当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。)とし、5万円を上限とする。

### (補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする個人(以下「申請者」という。)は、小型除雪機の購入の前又は購入した年度の3月10日までに、村山市小型除雪機購入費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 見積書又は領収書に準ずる書類(写し可)
- (2) カタログ(写し可)
- (3) 同意書(市税及び水道料金・下水道使用料について滞納の無いことの確認、市の職員が除雪機の購入状況について現地確認することの同意)

### (交付額の決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内で補助金の交付額を決定し、村山市小型除雪機購入費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第7条 前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は申請内容を変更するときは、村山市小型除雪機購入費補助金変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、交付額の変更がなく、申請した購入費の10分の1以内の軽微な変更のみであった場合はこの限りではない。

また、取り下げするときは、村山市小型除雪機購入費補助金取下げ届出書(様式第3-1号)を市長に届出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、村山市小型除雪機購入費補助金交付変更承認通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(補助金実績報告)

第8条 購入前の申請者は、当該小型除雪機を購入し納品受領後、10日を経過する日又は、当該年度の3月15日のいずれか早い日まで、購入後の申請者は、交付決定通知日から20日以内までに村山市小型除雪機購入費補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 領収書の写し又はこれに準ずる書類(申請時に添付した場合は不要。写し可)
- (2) 購入した小型除雪機の写真
- (3) その他市長が必要とする書類

(額の確定通知)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助金確定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。ただし、補助金の確定額が交付決定金額と同額である場合においては通知を省略するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第10条 前条の規定により補助金の額が確定した申請者は、市長に村山市小型除雪機購入費補助金交付請求書(様式第6号)を提出するものとし、市長はこれに基づき補助金を交付する。

(譲渡等の禁止)

第11条 この要綱の補助金の交付により取得した小型除雪機は、当該小型除雪機を取得した日から起算して7年を経過するまでの間は、これを譲渡し、交換し、又は廃棄してはならない。ただし、市長の承認を得た場合は、この限りでない。

(帳簿の備付等)

第12条 市長は、規則第22条に規定により、当事業実績に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、事業を完了した年度の翌年度から起算して7年間これを保管しておかなければならない。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部又は全部を返還させることができる。

- (1) 不正な手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する

(経過措置)

改正後の村山市小型除雪機購入費補助金交付要綱について、令和3年4月1日から令和4年3月31日に小型除雪機を購入した場合は令和5年3月10日まで申請をした者に対して適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年10月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。